

藤沢市



大庭台

墓園墓所

令和6年度 平面墓地等再募集のご案内



普通墓地



芝生墓地

※写真はイメージです。

申込受付期間：2024年（令和6年）10月11日（金）～17日（木）

＜申込受付時間 午前8時30分～正午 午後1時～5時＞

申込受付場所：大庭台墓園墓所管理事務所

※郵送によるお申込みはできません。また、市民センター・公民館では受付いたしませんのでご注意ください。

※内容をよくご確認のうえ、お申込みください。

※当選後の手続が記載されていますので、抽選後も大切に保管してください。

※申込状況に関するお問い合わせには、お答えできませんので、ご了承ください。

＜お問合せ先＞

・藤沢市大庭台墓園墓所管理事務所（藤沢市大庭3782番地）

電話 (87)3557(直通)
(25)1111(代表) 内線4140

・藤沢市役所 福祉総務課（藤沢市役所本庁舎2階）

電話 (50)8258(直通)
(25)1111(代表) 内線3127

※この募集は藤沢市が行っており、民間業者と連携・提携はございません。なお、大庭台墓園内での販売・営業行為・物品頒布は許可を受けた者のみに限られています。

大庭台墓園平面墓地等再募集のご案内 目次

1 募集区画数、使用料及び管理料等	1
2 申込資格	1
3 申込時の遺骨の範囲	2
4 申込にあたって	2
5 優遇制度について	2
6 申込受付	2
7 抽 選	3
8 使用者の決定等	3
9 当選後に必要な書類	4
10 2次抽選制度について	4
11 2次抽選での使用者の決定	5
12 墓所使用上の制限	5
13 墓所使用上の注意事項	6
14 再募集の流れ	7
大庭台墓園 平面墓地募集区画（普通墓地）	8
大庭台墓園 平面墓地募集区画（芝生墓地）	9
大庭台墓園 立体墓地募集区画（集合納骨壇）	10
募集区画位置図	11
申込についてのご注意	13
案内図・交通のご案内・お問合せ先	14
申込書記載例	15
大庭台墓園平面墓地等申込書	

大庭台墓園平面墓地等再募集のご案内

本再募集は、使用者から返還され、現在空き墓地となっている平面墓地及び立体墓地の区画（墓所）について募集を行うものです。

使用申込みには資格制限があります。内容を確認し、ご検討のうえ、お申込みください。

1 募集区画数、使用料及び管理料等

※墓石及び工事料金は含まれていません。（集合納骨壇を除く）

種別	面積	区画数	使用料 (非課税)	カロート料 (芝生墓地 納骨設備)	令和6年度管理料(税込)		
					年額	1月割額 (1月～3月分)	2次抽選月割額 (2月～3月分)
普通墓地	4㎡	46	720,000円		8,074円	2,018円	1,345円
	6㎡	11	1,100,000円		12,111円	3,027円	2,018円
芝生墓地	4㎡	49	720,000円	242,999円	9,504円	2,376円	1,584円
	6㎡	6	1,100,000円		14,256円	3,564円	2,376円
集合納骨壇	0.3㎡	22	267,000円		2,552円	638円	425円

- (1) 使用料は墓地使用開始時に初回のみご納付いただきます。管理料は大庭台墓園の施設維持管理のため、毎年度、ご納付いただきます。令和6年度の管理料は月割計算による額となります。
- (2) 芝生墓地に当選された方は専用のカロート料（納骨設備）をご納付いただきます（実費負担）。なお、この募集に係る**芝生墓地カロートは12月上旬に設置工事完了の予定です。**
- (3) 管理料及びカロート料は、消費税及び地方消費税込みの金額となります。
- (4) 当選した場合、使用料及び管理料は**定められた納期限までに一括で全額納付していただきます。**
- (5) **墓石建立工事(使用者による施工)に要する費用が別途必要です。(集合納骨壇を除く)**

2 申込資格

次の(1)～(5)全てに該当することが必要です。

- (1) **申込者本人が2023年（令和5年）10月17日以前から継続して藤沢市に住民登録していること。**
- (2) **遺骨の祭祀の主宰者(喪主等。1遺骨に複数の祭祀の主宰者は認めません。)であること。**
- (3) 現に遺骨をお持ちの方で、自宅に保管、または寺院等に仮安置している方。
※他の墓地等に埋葬してある遺骨を当墓地に改葬する場合は申込みができませんが、**分骨による埋葬の場合は申込みができません。**
- (4) **使用開始日から1年以内に遺骨を埋葬できる方。**
- (5) 既に大庭台墓園（合葬納骨壇を除く）の使用許可を受けていないこと（同一世帯者を含みます）。なお、西富墓地の使用者は、当選後、西富墓地の返還が条件となります。

※なお、当選後の資格審査において、申込資格がないと判明したときは当選を取消します。

3 申込時の遺骨の範囲

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 親
- (4) 兄弟姉妹(以下①～③のいずれかの条件を満たす兄弟姉妹であることに限ります。)
 - ①生涯独身で死亡した。
 - ②婚姻後、子がないまま離婚し死亡した。または子がないまま配偶者と死別した。
 - ③子や妻がいたが、申込者が死亡届を提出し、火葬執行した。

4 申込にあたって

- (1) **募集区画は、全て返還墓地です。**
※現状渡しのため、墓石建立時に現場合わせが必要となる場合があります。
※集合納骨壇は経年劣化等による傷や汚れがあります。
- (2) 申込みできるのは**遺骨の祭祀の主宰者(喪主等)で、1世帯1区画**です。
※1世帯で2区画以上の申込みをした場合、または重複して申込みをした場合は、申込み及び当選等による全ての資格を取消します。
- (3) 申込書は、必要事項等をボールペンまたは万年筆で記入してください。
また、訂正が必要となった場合は、訂正箇所を**二重線で消し、正しい内容を記入してください。**(修正液や修正テープは不可)
- (4) 当選は墓地区画の受付番号で発表します。**申込みの際にお渡しする申込書(控)(申込書の下の部分)を、抽選結果発表まで保管してください。なお、申込書(控)の再発行はできません。**

5 優遇制度について

今回、優遇措置の対象となる方は、令和4年度及び令和5年度の平面墓地等再募集において、2回とも落選された方(同じ埋葬予定者の場合に限る)を対象に、**申込時に申告していただく**ことにより、抽選時の番号を2つにする優遇措置を講じます。

なお、この対象者が死亡した場合は、**次の(1)～(3)の条件すべてに該当する方に限り**、その権利を引継ぐことができます。ただし、この場合はその事実を証明する書類(誓約書)を申込当日に提出していただきます。印鑑を必ずお持ちください。

- (1) 前回までの埋葬予定者の祭祀の主宰者として、埋葬予定者を埋葬すること
- (2) 前回までの申込者と同居の親族であること
- (3) 申込みの遺骨の範囲に該当する方

6 申込受付

- (1) 期 間 2024年(令和6年)10月11日(金)～17日(木)
(土、日を含みます。)
- (2) 時 間 午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)
※大庭台墓園の正門は午後5時に閉門しますので、車でお越しの方は閉門に間に合うよう早めにお越しください。
- (3) 場 所 大庭台墓園墓所管理事務所
- (4) 提出書類 申込書
※郵送での受付はできません。また、大庭台墓園墓所管理事務所以外での受付は行っていません。

- (5) 募集区画の応募状況等
申込状況に関するお問合せには、お答えできません。
※受付期間中、10月13日(日)終了時点の申込状況を10月14日(月)に大庭台墓園墓所管理事務所に掲示します。
※最終の申込状況を10月18日(金)に、大庭台墓園墓所管理事務所に掲示します。
- (6) 申込区画の変更
申込後、区画の変更を希望する場合は、受付期間中に1回に限り受け付けます。
※変更を希望する場合は、申込事項の訂正が生じます。申込書(控)をお持ちください。

7 抽 選

- 1区画に対して複数の申込みがあった場合は、公開抽選により区画ごとに当選者(以下「使用予定者」という。)と1人の補欠者を決定します。
※申込区画の変更や申込辞退があった場合、その番号は欠番となります。
- (1) 抽選日時 2024年(令和6年)10月25日(金)午前9時～
- (2) 抽選場所 大庭台墓園墓所管理事務所
- (3) 抽選結果 10月25日(金)の抽選終了後、大庭台墓園墓所管理事務所、市役所本庁舎(1階総合案内)及び市ホームページに掲示します。また、10月31日(木)以降、申込者全員に郵送によりお知らせします。使用予定者には資格審査に必要な書類として次の書類を同封します。
①大庭台墓園墓所使用許可申請書
②誓約書2通(ア)遺骨の祭祀の主事者であること。
(イ)1年以内に埋葬すること。
- (4) 補欠者 当選者が辞退した場合に使用予定者となります。2024年(令和6年)12月18日(水)までその資格を有します。
- ※抽選結果について、電話でのお問合せには、お答えできません。**
※抽選時に申込みが無かった区画については2次抽選を行います。

8 使用者の決定等

- (1) 資格審査
使用予定者から「大庭台墓園墓所使用許可申請書」及び「9当選後に必要な書類」一式を提出していただき、資格審査を行います。
- (2) 書類の提出期限
2024年(令和6年)11月28日(木)
- (3) 提出先
大庭台墓園墓所管理事務所(土、日、祝日も受付)または
藤沢市役所本庁舎2階 福祉総務課(平日のみ受付)
受付時間・・・午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)
- (4) 使用の許可
①使用予定者に「大庭台墓園墓所使用許可決定通知書」及び使用料、管理料、カロート料(芝生墓地のみ)の納入通知書を12月4日(水)以降郵送します。2024年(令和6年)12月18日(水)までに金融機関等でご納付ください。
※令和6年度の管理料は、使用開始日の属する月(2025年(令和7年)1月)から年度末(令和7年3月)までの分を月割計算により算定された金額をご納付いただきます。
※使用料等が納付されない場合は、使用許可決定を取消します。

②使用料、管理料及びカロート料の全てを納付された方に「大庭台墓園墓所使用許可証」をお渡しします。納付を確認できる領収書等を大庭台墓園墓所管理事務所または福祉総務課(藤沢市役所本庁舎2階)にお持ちください。

(5) 使用開始日

2025年(令和7年)1月4日(土)

9 当選後に必要な書類

当選後に必要な書類は次のとおりです。

(1) 住民票(提出日前1ヶ月以内に発行されたもので、本籍、続柄が記載された世帯全員のもの。)

(2) 戸籍謄本等…申込者と死亡者との続柄を証明できるもの。
(戸籍謄本・改製原戸籍謄本等)

(3) 埋火葬許可証
・改葬の場合は、「埋蔵証明書」
(埋葬の際、「改葬許可証」が別途全員分必要となります。)

※「埋蔵証明書」については、現在埋葬している墓地の管理者に請求してください。

※死胎児(妊娠4ヶ月以上の胎児)の遺骨をお持ちの方は、埋火葬許可証・母子手帳・病院等の証明書・火葬場の証明書のいずれか。

(4) 遺骨が親・兄弟姉妹の場合、祭祀の主事者(喪主等)であることを証明できるもの(会葬礼状、誓約書等)。

※誓約書については、使用予定者に用紙を郵送します。

(5) 遺骨が兄弟姉妹の場合、「3申込時の遺骨の範囲」に合致していることが確認できる戸籍謄本等。

(6) 誓約書(使用開始日から1年以内に埋葬する旨)
※使用予定者に用紙を郵送します。

(7) 大庭台墓園墓所使用許可申請書
※使用予定者に用紙を郵送します。

10 2次抽選制度について

抽選時に申込みが無かった区画の2次抽選を行います。対象は令和6年度平面墓地等再募集の抽選結果が補欠もしくは落選となった方のうち、2次抽選の申込みをした方となります。

※補欠者が申込をした場合、補欠の資格は喪失します。

※抽選結果の通知文に2次抽選申込書を同封します。

(1) 2次抽選申込期間

2024年(令和6年)11月22日(金)～24日(日)の3日間

(2) 2次抽選申込時間・場所 (P3.7(2)(3)と同様のためご参照ください)

(3) 2次提出書類 2次抽選申込書

※郵送での受付はできません。また、大庭台墓園墓所管理事務所以外の受付はしていませんので、ご了承ください。

(4) 2次抽選日時 2024年(令和6年)12月6日(金)午前9時～

(5) 2次抽選場所 大庭台墓園墓所管理事務所

(6) 2次抽選結果 12月6日(金)の抽選終了後、大庭台墓園墓所管理事務所及び市ホームページに掲示します。また、12月10日(火)以降、2次抽選申込者全員に郵送によりお知らせします。使用予定者には資格審査に必要な書類として次の書類を同封します。

- ①大庭台墓園墓所使用許可申請書
- ②誓約書2通（ア）遺骨の祭祀の主宰者であること。
（イ）1年以内に埋葬すること。

※抽選結果について、電話でのお問合せには、お答えできません。

- (7) 補欠者 2次抽選では補欠者を設定しません。

1.1 2次抽選での使用者の決定等

- (1) 資格審査
使用予定者から「大庭台墓園墓所使用許可申請書」及び「9当選後に必要な書類」一式を提出していただき、資格審査を行います。
- (2) 書類の提出期限
2025年（令和7年）1月8日（水）
- (3) 提出先
「8使用者の決定等」に準じます。
※12月29日（日）～1月3日（金）は年末年始のため、受付できません。
- (4) 使用の許可
 - ①使用予定者に「大庭台墓園墓所使用許可決定通知書」及び使用料、管理料、カロート料（芝生墓地のみ）の納入通知書を2025年（令和7年）1月14日（火）以降郵送しますので、1月28日（火）までに金融機関等でご納付ください。
※令和6年度の管理料は、使用開始日の属する月（2025年（令和7年）2月）から年度末までの分を月割計算により算定された金額を納付していただきます。
※使用料等が納付されない場合は、使用許可決定を取消します。
 - ②使用料、管理料及びカロート料の全てを納付された方に「大庭台墓園墓所使用許可証」をお渡しします。納付を確認できる領収書等を大庭台墓園墓所管理事務所または福祉総務課にお持ちください。
- (5) 2次抽選での使用者の使用開始日
2025年（令和7年）2月1日（土）

1.2 墓所使用上の制限

- (1) 墓所を使用する権利を、相続などの理由で承継する場合を除いて、譲渡及び転貸することはできません。また、区画の変更もできません。
- (2) **当墓所は人の焼骨を埋蔵する目的以外は使用できません（ペット埋蔵不可）。**
- (3) 墓碑は、**1墓所1墓石**で、**使用者の氏名は必ず刻字**してください。
なお、**集合納骨壇は墓碑の設置は出来ません。**
- (4) 墓碑その他の設備の工事を行う場合は、事前に申請し、承認を受けてください。
- (5) 普通墓地は、隣接区画との境界を石材等で区切り、排水措置を講じ、カロート（地下納骨設備）を設けてください。
- (6) 芝生墓地は、カロートが設置済みで、改造することはできません。
- (7) 墓石工事は、別に定める基準及び注意事項に基づき、墓所の使用開始日以降に着手してください。
- (8) 集合納骨壇は納骨設備ができており、改造はできません。また、建物内のため水等かけることは出来ません。
- (9) 集合納骨壇は防火管理上、可燃物を置くことはできません。

1 3 墓所使用上の注意事項

(1) **「使用許可証」は、大切に保管してください。**

「使用許可証」は墓石の工事、遺骨の埋葬等、墓所の使用に関わる各種手続の際に必要となります。

(2) 墓所内の管理について

①墓所の使用者は、自己管理となる墓所内（使用区画内）を清潔にするよう努めてください。普通墓地の場合、使用区画内に植えた植物や雑草の手入れ、劣化による墓石等の修理などの維持管理等を行い、隣接墓所に影響することのないようにしてください。

②園内の野生小動物（カラス、ネコ、タヌキ等）により、お供物が散乱される場合があります。飲み物・食べ物等のお供物はお持ち帰りください。

③芝生墓地（洋式墓地）と集合納骨壇は、構造上塔婆を立てることができませんので、ご了承ください。

(3) 納骨や遺品を埋葬するときは、必ず届出をしてください。

埋葬の手続を行わないと、**埋葬の事実が管理台帳に記録されません。**

また、**遺骨は必ず骨壺に納めて納骨してください。**

(4) 使用許可の取消し

次のいずれかに該当するときは、墓所の使用許可を取消すことがありますのでご注意ください。

ア 使用者が死亡し、使用者の地位を承継する者がいないとき。

イ 使用者が管理料を2年間納めないとき。

ウ 使用者が許可を受けた目的以外に墓所を使用したとき。

エ 使用者が使用料を納付しないとき。

オ 使用者が不在となり、その生死不明の状態が7年間継続したとき。

カ 使用開始日から1年を経過しても遺骨を埋葬しないとき。

キ 使用者が使用墓所を他の者に貸し、又はその使用する権利を他の者に譲渡したとき。

ク 偽りその他不正な手段により、藤沢市大庭台墓園の墓所の管理に関する条例（以下「条例」という。）の規定による許可又は承認を受けたとき。

ケ その他条例及び同条例施行規則の規定に違反したとき。

(5) 墓所の返還について

墓所を使用しなくなったときは、当該墓所を原状に回復して返還届に使用許可証及び必要書類を添えて提出してください。なお、既納の使用料及び管理料等は、原則としてお返しできません。

(6) 大庭台墓園の利用時間は、通常、午前8時30分から午後5時までです。

大庭台墓園への車の出入りも、同じく午前8時30分から午後5時までです。

(7) 施設管理について

大庭台墓園は都市公園を兼ねた施設です。墓参者以外の方も利用ができることをご理解ください。なお、墓所管理者（藤沢市）は、次の事由によって生じる使用墓所内の諸設備等の盗難、紛失、破損等の損害についての責任は負いかねます。

ア 第三者による不法行為

イ 地震、噴火、洪水、津波、台風等の自然災害

14.再募集の流れ

～再募集の流れ～

申込
10月11日(金)
～10月17日(木)

抽選
10月25日(金) 9時～

▼ 当選者申込書類提出

審査

▼ 使用料等支払い

決定

使用開始
1月4日(土)

申込・抽選会場については、
大庭台墓園墓所管理事務所
で行います。



～2次募集の流れ～

【落選者対象】

申込
11月22日(金)
～11月24日(日)

抽選
12月6日(金) 9時～

▼ 当選者申込書類提出

審査

▼ 使用料等支払い

決定

使用開始
2月1日(土)